

【平成30年度第3回】

うきは市空き店舗等活用支援事業補助金

うきは市では、空き店舗等の利用促進及びまちの賑わいを創出し、地域経済の発展に資するため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を実施するものに対し補助金を交付します。

必要書類を用意の上、うきはブランド推進課商工振興係へ提出してください。

◇募集期間

11月9日（金）まで

◇補助額

補助対象経費の1/2とし、100万円を上限とする

※補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、応募方法、申請書類等の詳細は、うきは市ホームページをご覧ください。うきはブランド推進課商工振興係にご連絡ください。

※「空き店舗等」とは下記に掲げる要件のいずれかに該当する店舗をいいます。

① 空き店舗

過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）であること。

② 空き家

3か月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものであること。

③ 店舗兼住宅

過去に営業していた実績があり、3か月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用するものであること。

● 問合せ

うきはブランド推進課商工振興係
TEL 76-9095

① 町並み交流館商家

② 注連原住宅（うきはポサーダ）

の指定管理者の公募



▲町並み交流館 商家



▲注連原住宅（うきはポサーダ）

うきは市教育委員会では、①町並み交流館商家及び②注連原住宅（うきはポサーダ）の管理運営を効果的かつ効率的に行うために、各施設の指定管理者の公募を行います。

詳細は、うきは市ホームページ（<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>）に掲載の「募集要項」をご覧ください。

◇書類配布期間 10月16日（火）～24日（水）※土・日曜日は配布を行いません。
※配布書類はホームページからダウンロード可能。

●問合せ 生涯学習課文化財保護係 TEL75-3343